国立大学法人上越教育大学研究データポリシー

令和6年9月11日 学 長 裁 定

目的

国立大学法人上越教育大学(以下「本学」という。)は、「学校教育にかかる諸科学において、理論研究と実践研究の融合を目指し、先進的で学術的な研究の推進」及び「教育現場の課題に立脚し、教育現場に根ざした研究の推進」を研究の目標に掲げ、また、地域の優れた教育環境を生かし、国内はもとよりアジア、世界に向けて教育研究成果を発信することで、社会へ貢献する。

そこで、本学で行われる研究について、多様な研究データを適切に管理し、本学の将来への資源とするとともに、可能な限り利活用を図り、社会と共有することで、本学の理念・研究目標達成をめざす。そのため、本学の発展はもとより、豊かな未来社会の実現に貢献することを目的とし、研究データの管理、公開及び利活用に関するポリシーを以下のように定める。

研究データの定義

本ポリシーが対象とする「研究データ」とは、本学における研究活動の過程で研究者によって収集又は生成された情報を指し、デジタルか否かを問わない。

研究データの管理

研究データの管理、公開及び利活用の方法は、それを収集または生成した者が、法令及び本学の規程、その他これに準ずるものの範囲内ならびに他の者の権利及び法的利益を害さない範囲内において、決定することができる。

研究に携わる者の責務

自らが管理する研究データについて、前項に掲げる範囲内において、適切に管理し、可能な限りそれを公開し、利活用を促進する。

大学の責務

本学は、研究データの管理、公開及び利活用を支援する環境の整備を推進する。

その他

本ポリシーは、社会や学術状況の変化に応じて適宜見直しを行うものとする。

附則

この国立大学法人上越教育大学研究データポリシーは令和6年9月11日から運用する。

国立大学法人上越教育大学研究データポリシー解説

1 国立大学法人上越教育大学研究データポリシー(以下「ポリシー」という。)の骨子

ポリシーは、次に掲げる事項を前提に策定されたものである。

- (1) 研究データの管理、公開及び利活用の方法は、それを収集・生成した者が主体的に決定できること
- (2) 収集・生成した者は、自らが収集・生成した研究データを適切に扱うべきであること
- (3) 本学は、その研究データの管理等の活動を支援すべきであること

2 目的

ポリシーは、上越教育大学憲章及びオープンサイエンス推進の観点に基づき、策定する。

3 研究データ等の定義

- (1) 研究データとは、次に掲げるものをいう。
 - ① デジタル又は非デジタルかを問わず、当該研究データの説明資料やその取扱いに関わる手続きの情報、ライセンスや権利に関する情報、これを生み出すに至った加工・解析ツール、プログラムコードやその実行環境に関わる情報、研究課題等の関連資料全般に含まれる情報及び研究者が研究利用等の対象としたデータ等
 - ② 研究データには、次に掲げる研究活動で取り扱うデータが含まれる。 「観測データ」、「試験データ」、「調査データ」、「実験ノート」、「メディアコンテンツ」、「プログラム」、「標本」、「史資料」、「論文」、「発表予稿」、「講演資料」等
 - ③ 研究データには、学外の研究者や講師が、共同研究、施設利用、学術講演会、公開講座等、本学における学術活動を通して収集または生成したデータが含まれる。
 - ④ 本学に採用されるまでに在籍した機関で収集または生成した研究データであって、 本学在籍中にこれらを保持している場合には、ポリシーの対象となる。
- (2) 組織整備研究データとは、研究利用等が想定される、本学が組織的に整備するデータをいう。
- (3) 研究データの管理とは、データの収集、生成、整理、解析、加工、共有、保存、破棄等、研究活動の開始から終了までの研究データの取扱いを定め、これを実践することをいう。
- (4) 研究データの共有とは、研究データ等を、条件を満たした利用者に限り利用できる 状態にすることをいう。
- (5) 研究データの公開とは、研究データ等を、不特定多数の者がアクセス及び利用できる状態にすることをいう。
- (6) 研究データの利活用とは、公開された研究データを用いて、より多くの知的成果等 を生み出すための行為をいう。
- (7) 法令等とは、法令及び本学が定める規程等をいう。
- (8) 契約とは、研究データに関する内容を含む契約をいう。
- (9) 研究者とは、本学において研究活動を行う者をいい、次に掲げる者とする。

- ① 本学と雇用関係にある教職員等
- ② 本学と雇用関係にないが、本学の制度を用いて本学に受け入れた学生等
- ③ 学生等以外で、本学と雇用関係にない者であって、本学において実施される研究課題に参加する者
- (10) 研究課題とは、外部資金に基づく研究課題及び研究者一人一人が自身の研究のまとまりに応じて設定する研究課題等、研究者が関与する一定の計画の下に実施される研究をいう。
- (11) メンバーとは、研究代表者、研究分担者及び研究協力者等、研究データにアクセス する可能性のある全ての者をいう。
- (11) 本学において実施される研究課題とは、研究者が関与する研究課題をいう。
- (12) 機関リポジトリとは、本学における研究等の成果物である電磁的記録(研究データを含む。)を保存及び公開するために、本学が設置する電子アーカイブシステムをいう。

4 研究データの管理

4-1 適用範囲

ポリシーは、本学、研究者及びメンバーに適用する。

4-2 研究データに関する基本的な考え方

研究データの管理・公開を行うため、次に掲げる事項を基本的な考え方とする。

- (1) 本学は、本学において実施される研究課題に関する研究データを管理する。 ただし、本学の研究者が研究代表者となる研究課題において、研究助成機関等と研究 分担者の所属機関との間に契約等が存在する場合は、当該契約等に係る研究データは 除く。
- (2) 本学は、次に掲げる研究データについて、研究データの共有・公開に適しているかどうか及び学術の発展に資するかどうか等を考慮して、研究データの長期的な共有・公開を行うよう努める。
 - ① 本学において生成等された研究データ ただし、本学外には同等の研究データが存在しない等の理由により研究データの共 有・公開に値するものに限る。
 - ② 組織整備研究データ
 - ③ 本学において研究データの共有・公開するに適すると判断したその他の研究データ

4-3 研究データの管理・公開・利活用に関する基本的な考え方

研究データを収集または生成した者は、原則として、管理・公開・利活用についての決定権を有し、これらを本学が一方的に定めることはない。ただし、その決定は、法令及び本学関係規程に規定される範囲にとどまり、当該データについて第三者が権利や法的利益を持つ場合(データが第三者の著作物や個人情報を含んでいる場合等)には、それらを害してはならない。以上を原則とした上で、研究データの管理・公開・利活用は、次に掲げる事項に基づき行うものとする。

- (1) 法令等及び契約の遵守並びに研究データに関する説明責任
- (2) 次に掲げる適正な研究データの取扱い
 - ① 安全管理措置

- ② 研究データ、関連情報及び関係する者に関する権利利益の保護
- ③ 研究データの提供元による条件の遵守
- ④ 研究課題内の研究データの保有主体等の設定と運用
- ⑤ 研究データの共有・公開に係る条件の整備
- (3) 研究の公正及び研究の再現性
- (4) 可能な限り多くの、長期的な研究データの共有・公開

5 研究に携わる者の責務

- (1) 研究に携わる者とは、本学における研究活動を主体的に担う者をいう。ただし、研究活動を事務的に支援する者は、該当しない。
- (2) 研究に携わる者は、異動または退職する場合、その管理する研究データの取扱いをあらかじめ決めなければならない。
- (3) 研究者は、法令等、契約及び研究分野の慣行を遵守しつつ、研究データの管理・公開を行うものとする。

その際、研究データの共有・公開は、可能な限り多くの研究データについて、長期 的に行われるよう努める。

なお、研究データの管理・公開の範囲及び方法は研究者が裁量をもってこれを定める。

6 大学の責務

- 6-1 研究支援として、次に掲げる事項を実施する。
 - (1) 本学における研究データの管理・公開の推進
 - (2) 研究データを管理するためのデータプラットフォームの提供
 - (3) 研究データ管理計画等、研究データの管理に関する計画及び行動の支援
 - (4) 研究データを公開するための機関リポジトリの提供
 - (5) 公開する研究データのメタデータ作成の支援
 - (6) 研究データの共同研究や産学連携、アウトリーチ、授業等での利活用の支援
 - (7) 研究データに関する契約、法務等の支援
 - (8) 研究データ管理の取組みの奨励及び実績の評価
 - (9) 研究データの管理、公開、利活用に関わる規程・実施要項等の制定・改廃
 - (10) 研究データの管理、公開、利活用に関する啓発活動
- 6-2 研究データの管理・公開においては、次に掲げる法令等を遵守するものとする。
 - (1) 研究公正、研究倫理に関する法令等
 - (2) ライフサイエンス研究等に係る倫理、安全等に関する法令等
 - (3) 知的財産に関する法令等
 - (4) 個人情報の保護に関する法令等
 - (5) 安全保障輸出管理に関する法令等
 - (6) 文書管理、情報公開に関する法令等
 - (7) 機関リポジトリに関する法令等
 - (8) 情報セキュリティ対策に関する法令等